

質問回答

2016年4月4日

「案件名:都市開発マスタープランの実現性向上にかかるプロジェクト研究」

(公示日:2016年3月23日/公示番号160077)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.10 1.業務の背景 及び指示書全体	「JICA はこれまで、10 都市以上における都市開発マスタープラン(以下、MP)の策定を通じて、」 とあるが、本指示書全体を通じて、MP は JICA が策定したマスタープランを指している、という理解でよいか? その場合、例えば p12 の項目 3 番目、「MP 策定を所掌する機関」というのは、JICA が策定した MP を所掌する機関(カウンターパート)を指しているのか。	JICA が作成した MP を指しています。「MP 策定を所掌する機関」とは、JICA が策定した MP を所掌する相手国機関(多くの場合、カウンターパート機関)となります。所掌機関が当時と変わっている場合は、所掌変更後の機関を指すこととします。
2	P13.(4)調査の対象機関	政府機関やドナーなどへのインタビューを行うにあたって、関係機関へのコンタクトを有していない場合は、現地事務所がアポイントメントの確保を行ってくれる、と理解してよいか。	スムーズに調査が行えるようサポートします。サポート形態としては、直接的なアポ確保、関係機関への調査団来訪の事前通知、関係機関コンタクトポイント情報のコンサルタントへの提供など、状況に応じたサポートを行います。
3	P13.(4)調査の対象機関	「住民意見を代表できる各種団体」とは、具体的に何を指すのか意味がよくわかりません。議会のことか?	MP のような上位の計画に対して住民個人単位から意見を聴取するには限界があります。そこで、都市政策に対して利害関係を有する団体を代表して意見を聴取することを意図しています。具体的には、自治会などの住民コミュニティ、商工会議所、NGO、都市交通などの都市課題に関与する団体などを想定しています。

			<p>なお、JICA の環境社会配慮ガイドラインでは、MP 策定段階において戦略的環境アセスメント (SEA) を実施することとされており、この中でステークホルダー意見聴取を行うのが標準的になってきています。このときのヒアリング対象者と、本該当箇所の意図する対象は同じと考えていただいて相違ありません。</p>
4	p.14 (3)都市開発動向の整理、分析	これらの情報の収集は、対象プロジェクト都市について行う、という理解でよいか？	<p>対象都市に絞るのではなく、国際社会の動向を広く一般に整理・分析することが本項目の趣旨です。</p>

以上